



鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)
第 7 3 7 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更（2件）（190・191）（市町村振興課）..... 1
	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧場所の設置の一部改正（192）（住宅環境課）..... 3
	ブルセラ病検査等の実施（193）（畜産課）..... 4
	土地改良事業計画の変更の同意（194）（耕地課）..... 5
	第9次鳥獣保護事業計画（195）（森林保全課）..... 5
	鳥取県イノシシ保護管理計画の変更（196）（"）..... 6
	特定鳥獣の狩猟期間の拡大（197）（"）..... 6
	土地収用法による事業の認定（198）（管理課）..... 6
	県道の区域の変更（199）（道路課）..... 7
	都市計画法第66条による告示（200）（都市計画課）..... 7
	公共下水道の幹線管渠 <small>きよ</small> の設置に関する工事の完了（201）（"）..... 7

告 示

鳥取県告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定による農村活性化住環境整備事業久連地区（第1工区）の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成13年 8月22日現在の地番による。）
大字久連字屋鋪	大字久連字屋鋪の全域 大字久連字貝市262の1の一部及びこれと一体をなす国有地並びに262の3、262の4と一体をなす国有地の一部
大字久連字外原	大字久連字外原のうち195の1の一部以外の区域 大字久連字後原199の1の一部及びこれと一体をなす国有地並びに198と一体をなす国有地の一部

大字久連字後原	大字久連字外原195の1の一部 大字久連字後原のうち199の1の一部、204の1の一部、207の1の一部、207の2及びこれらと一体をなす国有地並びに198と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字久連字清水坂209の1の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字久連字清水坂	大字久連字後原204の1の一部、207の1の一部、207の2及びこれらと一体をなす国有地 大字久連字清水坂のうち209の1の一部、210の1の一部、210の2の一部、211の2の一部、215の1の一部、215の16、218の一部、219の1、219の2、220の1の一部、220の2の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字久連字酒屋ヶ市223の1の一部、223の2の一部、224の1の一部、224の2及びこれらと一体をなす国有地
大字久連字酒屋ヶ市	大字久連字清水坂210の1の一部、210の2の一部、211の2の一部、215の1の一部、215の16、218の一部、219の1、219の2、220の1の一部、220の2の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字久連字酒屋ヶ市のうち223の1の一部、223の2の一部、224の1の一部、224の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字久連字貝市231の1から231の4まで、232の1から232の3まで、233の1、233の2の一部、233の3の一部、233の4、233の5、234の1、234の4、234の5、251の1の一部、251の4の一部、252の1、252の2の一部、253から255まで、256の1の一部、261の1の一部、261の5、262の2の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字久連字貝市	大字久連字貝市のうち231の1から231の4まで、232の1から232の3まで、233の1、233の2の一部、233の3の一部、233の4、233の5、234の1、234の4、234の5、238の一部、251の1の一部、251の4の一部、252の1、252の2の一部、253から255まで、256の1の一部、261の1の一部、261の5、262の1の一部、262の2の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに262の3、262の4、266、267と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字久連字荒神ノ上276の1の一部
大字久連字荒神ノ上	大字久連字貝市266、267と一体をなす国有地の一部 大字久連字荒神ノ上のうち276の1の一部以外の区域
大字久連字棚田	大字久連字貝市238の一部 大字久連字棚田の全域

鳥取県告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定による農村活性化住環境整備事業久連地区（第2工区）の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の 名称	同左の区域（平成13年8月22日現在の地番による。）
-----------------	----------------------------

大字久連字鉄穴ノ前	大字久連字鉄穴ノ前の全域 大字久連字代643と一体をなす国有地の一部
大字久連字代	大字久連字代のうち643と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字久連字大谷影山	大字久連字大谷影山の全域 大字久連字奥大谷884の4の一部及びこれと一体をなす国有地 大字久連字美女石上ノ切887と一体をなす国有地の一部
大字久連字大谷原	大字久連字大谷原の全域 大字久連字継岩家下モ760の4の一部及びこれと一体をなす国有地 大字久連字継岩ノ一787の7の一部
大字久連字継岩家下モ	大字久連字継岩家下モのうち760の4の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字久連字継岩ノ一	大字久連字継岩ノ一のうち787の7の一部以外の区域
大字久連字奥大谷	大字久連字奥大谷のうち884の4の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字久連字美女石上ノ切	大字久連字美女石上ノ切のうち907の1の一部及びこれと一体をなす国有地並びに887と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字久連字美女石908の1の一部、908の2、908の3及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字久連字美女石	大字久連字美女石上ノ切907の1の一部及びこれと一体をなす国有地 大字久連字美女石のうち908の1の一部、908の2、908の3及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字久連字上池田	大字久連字上池田のうち962の3及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字久連字中池田	大字久連字上池田962の3及びこれと一体をなす国有地の一部 大字久連字中池田のうち970の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字久連字下池田	大字久連字中池田970の1と一体をなす国有地の一部 大字久連字下池田の全域

鳥取県告示第192号

平成13年鳥取県告示第603号（高齢者円滑入居賃貸住居の登録簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部住宅環境課内 鳥取市立川町六丁目176 東部総合事務所内 <u>鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課内</u> 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内 <u>鳥取県倉吉地方県土整備局建築住宅課内</u>	鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部住宅環境課内 鳥取市立川町六丁目176 東部総合事務所内 <u>鳥取県鳥取土木事務所建築住宅課内</u> 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内 <u>鳥取県倉吉土木事務所建築住宅課内</u>

米子市鞆町一丁目160 西部総合事務所内
鳥取県米子地方県土整備局建築住宅課内

米子市鞆町一丁目160 西部総合事務所内
鳥取県米子土木事務所建築住宅課内

鳥取県告示第193号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、腐蛆病検査及び鶏マイコプラズマ病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、腐蛆病及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

（1）ブルセラ病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市、岩美郡岩美町、気高郡青谷町、東伯郡三朝町若しくは大栄町又は西伯郡西伯町、日吉津村、淀江町若しくは大山町の区域において飼育しているものに限る。）

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成14年4月8日以降に放牧するもの

（2）結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市、米子市、境港市、岩美郡国府町若しくは岩美町、八頭郡船岡町若しくは河原町、気高郡青谷町、東伯郡東郷町、三朝町、大栄町若しくは東伯町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町若しくは大山町又は日野郡溝口町の区域において飼育しているものに限る。）

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成14年4月8日以降に放牧するもの

オ 平成14年4月8日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

（3）ヨーネ病検査

ア （2）に掲げる牛

- イ ヨーネ病発生区域から搾乳の用又は繁殖の用に供する目的で導入された雌牛
- ウ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛
- エ その他知事が必要と認める牛

(4) 馬伝染性貧血検査

馬

(5) ニューカッスル病検査

鶏

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(7) 腐^そ蛆病検査

みつばち

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4 実施の期日

平成14年4月8日から平成15年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法（エライザ法）又はヨーニン検査皮内反応

(4) 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

(5) ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

ひな白痢急速凝集反応

(7) 腐^そ蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

鳥取県告示第194号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（農村活性化住環境整備事業久連地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成14年3月25日に同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第195号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ2第1項の規定に基づき、第9次鳥獣保護事業

計画をたてたので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 第9次鳥獣保護事業計画の期間

平成14年4月1日から平成19年3月31日まで

2 第9次鳥獣保護事業計画の内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課、各地方農林振興局及び日野総合事務所農林局に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第196号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第1条ノ3第1項の規定に基づき、鳥取県イノシシ保護管理計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第1条ノ2第4項の規定により、次のとおり告示する。

(「次のとおり」は省略し、計画書を鳥取県農林水産部森林保全課、各地方農林振興局及び日野総合事務所農林局に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第197号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ3第7項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟の期間を拡大する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 狩猟の期間を拡大する特定鳥獣の種類 イノシシ

2 狩猟の期間を拡大する区域 鳥取県全域

3 拡大する狩猟の期間 平成14年11月1日から同月14日まで、平成15年2月16日から同月28日まで、平成15年11月1日から同月14日まで及び平成16年2月16日から同月29日まで

鳥取県告示第198号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

鳥取県西部広域行政管理組合及び岸本町

2 事業の種類

鳥取県西部広域行政管理組合灰溶融施設工場建設事業及びこれに伴う附帯工事並びに岸本町遺跡公園整備事業及びこれに伴う附帯工事

3 起業地

- (1) 収用の部分 西伯郡岸本町岸本字大成、字岩屋ヶ本、字谷、字坊ガケ及び字岡本東地内
 (2) 使用の部分 なし

4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

西伯郡岸本町吉長33 - 1

岸本町役場

鳥取県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成14年3月29日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
境外港線	変更前	境港市昭和町3地先から同市上道町2191 - 5地先まで	18.5 ~ 37.0	2,158.0
	変更後	境港市昭和町13 - 8地先から同市上道町2191 - 5地先まで	18.5 ~ 35.0	532.0

鳥取県告示第200号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 3・4・21号大工町土居叶線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
 (2) 使用の部分 なし

鳥取県告示第201号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第4条第2項の規定によりその効力を有するものとして適用される旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定に基づく公共下水

道の幹線管渠^{きよ}の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）附則第2条の規定によりその効力を有するものとして適用される旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成2年政令第91号）第8条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

公共下水道の名称	内 容	区 域	工事の完了の日
用瀬町特定環境保全公共下水道	幹 線 管 渠 ^{きよ}	八頭郡用瀬町大字用瀬字屋敷上へ側上ミ、字屋敷下側上ミ及び字樋ノ口、大字別府字吹出、字田井ノ上及び字ジャクロ並びに大字美成字岩ノ前、字下荒堀、字畑ケ田、字上早焼、字余井藪ノ下、字高下、字吹出、字川淵、字屋敷寺ノ前、字上ノ田、字宮田、字神田、字美コメン、字アヤサム及び字美々ホキ詰の各一部	平成14年3月27日